# 別表3 (業務規程別表より)

建築物エネルギー消費性能適合判定基準への適合審査について(税込、()内は税抜表示)

# 省エネ適合判定料金(円)

■非住宅建築物(新築、増改築)

# A. ホテル等・病院等・集会場等

						7/1/2017	A 30 1				
	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積										
評価方法	100㎡ 未満	100㎡ 以上 300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	3,000㎡ 以上 4,000㎡ 未満	4,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満
標準入力法	187, 000	220, 000	253, 000	308, 000	385, 000	418, 000	473, 000	550, 000	605, 000	715, 000	858, 000
主要室入力法	(170, 000)	(200, 000)	(230, 000)	(280, 000)	(350, 000)	(380, 000)	(430, 000)	(500, 000)	(550, 000)	(650, 000)	(780, 000)
モデル建物法	95, 700	102, 300	135, 300	169, 400	203, 500	226, 600	260, 700	294, 800	339, 900	396, 000	453, 200
	(87, 000)	(93, 000)	(123, 000)	(154, 000)	(185, 000)	(206, 000)	(237, 000)	(268, 000)	(309, 000)	(360, 000)	(412, 000)

# B. 上記以外用途 (工場・倉庫等を除く)

	D. 工能以外用逐(工物·启庠寺を除く)											
	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積											
評価方法	100㎡ 未満	100㎡ 以上 300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	3,000㎡ 以上 4,000㎡ 未満	4,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満	
標準入力法	165, 000	187, 000	220, 000	253, 000	275, 000	330, 000	418, 000	473, 000	528, 000	638, 000	748, 000	
主要室入力法	(150, 000)	(170, 000)	(200, 000)	(230, 000)	(250, 000)	(300, 000)	(380, 000)	(430, 000)	(480, 000)	(580, 000)	(680, 000)	
モデル建物法	73, 700	79, 200	90, 200	102, 300	113, 300	135, 300	169, 400	203, 500	248, 600	294, 800	361, 900	
	(67, 000)	(72, 000)	(82, 000)	(93, 000)	(103, 000)	(123, 000)	(154, 000)	(185, 000)	(226, 000)	(268, 000)	(329, 000)	

# C. 工場・倉庫等

	適合義務の対象となる非住宅部分の床面積										
評価方法	100㎡ 未満	100㎡ 以上 300㎡ 未満	300㎡ 以上 500㎡ 未満	500㎡ 以上 1,000㎡ 未満	1,000㎡ 以上 2,000㎡ 未満	2,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満	3,000㎡ 以上 4,000㎡ 未満	4,000㎡ 以上 5,000㎡ 未満	5,000㎡ 以上 10,000㎡ 未満	10,000㎡ 以上 20,000㎡ 未満	20,000㎡ 以上 50,000㎡ 未満
標準入力法	121,000	143, 000	176, 000	187,000	198, 000	253, 000	308, 000	363, 000	418, 000	473, 000	550, 000
主要室入力法	(110, 000)	(130, 000)	(160, 000)	(170, 000)	(180, 000)	(230, 000)	(280, 000)	(330, 000)	(380, 000)	(430, 000)	(500, 000)
モデル建物法	52,800	55, 000	68, 200	79, 200	90, 200	113, 300	135, 300	158, 400	191, 400	226, 600	270,600
	(48, 000)	(50, 000)	(62, 000)	(72, 000)	(82, 000)	(103, 000)	(123, 000)	(144, 000)	(174, 000)	(206, 000)	(246, 000)

### ※注意事項

- (1) 評価対象面積が50,000㎡以上の場合は、別途見積もりとする。
- (2) 適合性判定対象建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに上記料金表を適用しその合計とする。
- (3) 別表3の床面積については原則、建築基準法の規定により算出する延べ面積とする。
- (4) 一つの棟にA~Cが2以上ある場合は次のとおり適用する。 (標準入力法、主要室入力法)
  - ① Aが含まれるときはAで適用する。
  - ② AがなくBが含まれるときはBで適用する。
    - 一つの棟に $A\sim C$ が 2以上ある場合はそれぞれのモデル毎の料金を合計する(モデル建物法) ただし上記適用が著しく不合理であると九州住宅保証が認めた場合は別途判断できることとする。
- (5) 上記料金表にかかわらず、特殊な建築物等について、判定業務に要する時間が、想定している時間を超えると九州 住宅保証が判断した場合は増額することができる。
- (6) 計画変更の料金は当初適用された料金の6割とする。
  - ただし次の場合は上記料金表を適用する。
  - ① モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更後、計算方法を変更して申請する場合。
  - ② 直前の判定を九州住宅保証以外から受けている場合。

- (7) 軽微変更該当証明の申請 (ルートC) は当初料金の半額とする。
- (8) 審査時間が短縮できると九州住宅保証が判断した場合は減額できることとする。
- (9) 増改築の場合、既存部分を含めた延べ床面積を上記料金表に適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。
- (10) 計算対象外の室だけで構成される場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合などは、 上記料金表によらず、一律49,500円(税込)とする。
- (11) モデル建物法(小規模版)の場合は上記料金表によらず、原則としてモデル毎に一律55,000円(税込)とする。
- (12) 建築基準法の審査を九州住宅保証以外で行う場合は、追加事務手数料として11,000円(税込)を加算する。
- (13) 標準入力法において九州住宅保証の他サービスに利用する外皮性能を追加して審査する場合は上記料金表に10分の1の額を加算する。

# 建築物エネルギー消費性能適合判定基準への適合審査について(税込表示)

#### ■一戸建て住宅、併用住宅の住宅部分

評価種別	手数料
省工ネ適判 審査手数料	44, 000
省エネ適判 審査手数料 (外皮計算:簡易計算利用の場合)	33, 000
省工ネ適判 審査手数料 (計画変更)	22, 000
軽微変更該当証明申請	22, 000
評価書等活用 (外皮基準及び一次エネルギー活用)	11,000

- (注) 評価書等活用 設計住宅性能評価 (5-2) 、長期使用構造等確認、低炭素建築物技術的審査
- (注2) 評価書等活用を利用する場合は、活用する評価書が交付されている場合、または活用する評価 が既に 申請されている場合に限る。
- (注3) 「外皮計算:簡易計算利用の場合」とは外皮性能に仕様基準(誘導仕様基準含む)を用いる場合に適用する。
- (注4) 混構造の審査手数料は別途見積とする。
- (注5) 電子申請の場合で評価書等の電子交付を行う場合、紙面の評価書発行を希望する場合は、上表に住戸あたり2,200円を加算する。

### ■木造長屋タイプ (※1)

評価種別	2戸	3戸以上
省工ネ適判 審査手数料	88, 000	82,500+16,500×M
省工ネ適合手数料 外皮仕様基準 (※2)	55, 000	55,000+7,700×M
省工ネ適合手数料 計画変更	70, 400	66,000 + 13,200 $\times$ M
軽微変更該当証明申請	44, 000	41,250+8,250×M
省エネ適判審査手数料 評価書等活用 (※3) (外皮基準及び一次エネルギー活用)	22, 000	22,000+5,500×M

M=評価対象住戸数 M´=変更対象住戸数

#### ※注意事項

(※1) ここでいう「木造長屋タイプ」は、原則として構造が木造の長屋だが、共用廊下がある場合でも、共用部の

一次エネルギー消費量計算が生じない(評価しない)住宅を指す。

ただし、建築物基準法施行規則別表で定める長屋ではない場合においても、一定の住戶プランが反復するような 共同住宅(九州住宅保証が認める場合に限る)においても、木造長屋タイプとして扱うことができる。

- (※2) 各住戸の部位の仕様が同一の場合に限る。
- (※3) 設計住宅性能評価 (5-2)、長期使用構造等確認、低炭素建築物技術的審査 評価書等活用を利用する場合は、活用する評価書等が交付されている場合、または活用する評価書が既に 申請されている場合に限る。
- (※4) 電子申請の場合で評価書等の電子交付を行う場合、紙面の評価書発行を希望する場合は、上表に住戸あたり 2,200 円を加算する。

建築物エネルギー消費性能適合判定基準への適合審査について (税込、()内は税抜表示)

#### ■共同住宅等(新築、増改築)

共同住宅等	適合判定	住戸	154,000+2,750×Mh+1,100×Ms
			$(140,000+2,500\times M h+1,000\times M s)$
		住戸及び共用部	154,000+2,750×Mh+1,100×Ms+154,000
			(140, 000+2, 500×M h +1, 000×M s +140, 000)
	適合判定	住戸	44,000+550×M
	(評価書等活用)		(40,000+500×M)
		住戸及び共用部	44,000+550×M+44,000
			(40,000+500×M+40,000)

Mh:外皮性能が標準計算住戸数

Ms: 外皮性能が仕様基準(誘導仕様基準を含む)の住戸数

M: 対象住戸数

### ※注意事項

- (1) 計算の対象とすべき部分がない場合などは上記手数料表によらず、一律49,500円(税込)とする。
- (2) 計画変更の手数料は当初適用された手数料の6割とする。ただし当初適用された対象住戸数が20戸未満については当初手数料を20戸として算出した手数料の6割とする。また、次の場合は上記手数料表を適用する。
  - ① 計算方法を変更して申請する場合。
  - ② 直前の判定を九州住宅保証以外から受けている場合。
  - ③ (1) による申請において審査を行うことが必要となる場合
- (3) 軽微該当証明申請の手数料は当初適用された手数料の5割とする。ただし当初適用された対象住戸数が20戸未満については当初手数料を20戸として算出した手数料の5割とする。また、次の場合は上記手数料表を適用する。
  - ① 直前の判定を九州住宅保証以外から受けている場合。
- (4) 上記手数料表にかかわらず、特殊な建築物等について、判定業務に要する時間が想定している時間を超えると九州住宅保証が判断した場合は増額することができる。
- (5) 審査時間が短縮できると九州住宅保証が判断した場合は減額できることとする。
- (6) 評価書等活用とは設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物技術的審査等が既に申請されている場合、または評価書等が交付されている場合。
- (7) 建築基準法の審査を九州住宅保証以外で行う場合は、追加事務手数料として11,000円(税込)を加算する。